ファイナンシャル・プランニング技能検定
２級 実技試験
生保顧客資産相談業務

（2026 年５月公表分）

注意事項

１．本試験の出題形式は、事例形式５題（15 問）です。

２．試験問題については、問題文に特に断りのない限り、2025 年４月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。

３．問題は、【第１問】から【第５問】まであります。

４．各問の問題番号は、通し番号になっており、問１から問 15 までとなっています。

５．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

厚生労働大臣指定試験機関　**一般社団法人 金融財政事情研究会**

【第１問】 次の設例に基づいて、各問（問１～問３）に答えなさい。

《設　例》

個人事業主のＡさん（42歳）は、妻Ｂさん（41歳）とともに、飲食店を営んでいる。Ａさんの店は常連客が多く、経営も順調で、収入は安定している。

Ａさんは、現在、国民年金の付加保険料を納付しているが、老後資金の準備のため、付加保険料の納付以外にも各種制度を活用したいと考えている。

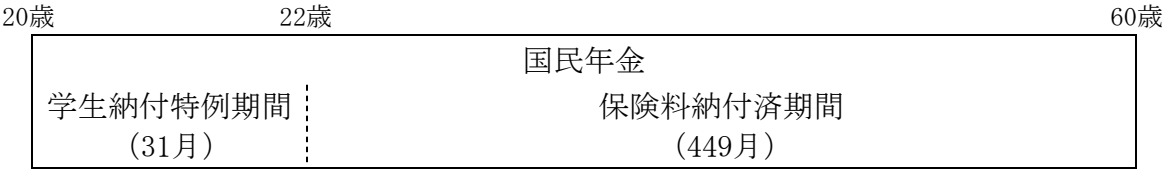
そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。

〈Ａさんおよび妻Ｂさんに関する資料〉

（1）Ａさん（1983年９月12日生まれ、42歳、個人事業主）

・公的年金加入歴 ： 下図のとおり（60歳までの見込みを含む）
20歳から大学生であった期間（31月）は学生納付特例制度の適用を受けた(その期間の保険料は追納していない)。
2024年９月から国民年金の付加保険料を納付している。

・国民健康保険に加入している。



（2）妻Ｂさん（1984年10月20日生まれ、41歳）

・公的年金加入歴 ： 20歳から大学生であった期間（30月）は国民年金の第１号被保険者として保険料を納付し、大学卒業後の６年間（72月）は厚生年金保険に加入していた。その後は国民年金に第１号被保険者として加入し、保険料を納付している。

・国民健康保険に加入している。

※妻Ｂさんは、現在および将来においても、Ａさんと同居し、Ａさんと生計維持関係にあるものとする。

※Ａさんおよび妻Ｂさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※Ａさんおよび妻Ｂさんの年齢は、いずれも2025年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問１

Ａさんが、原則として 65 歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額（2025 年度価額）および付加年金の額を計算した次の〈計算式〉の空欄①～③に入る最も適切な数値を答えなさい。計算にあたっては、《設例》の〈Ａさんおよび妻Ｂさんに関する資料〉および下記の〈条件〉に基づくこと。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈条件〉

・Ａさんは、60 歳に達するまで国民年金の保険料を納付する。

・Ａさんは、60 歳に達するまで国民年金の付加保険料を 228 月納付する。

〈計算式〉

(1) 老齢基礎年金の年金額

831,700 円×（　①　）月/□□□月＝（　②　）円（円未満四捨五入）

(2) 付加年金の額

（　③　）円×228 月＝□□□円

問２

Ｍさんは、Ａさんに対して、老齢基礎年金の繰上げ支給および繰下げ支給について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

「老齢基礎年金の支給開始年齢は原則65歳ですが、Ａさんが希望すれば、60歳以上65歳未満の間に老齢基礎年金の繰上げ支給を請求することができます。ただし、繰り上げた月数に応じて年金額は減額されます。例えば、Ａさんが60歳０カ月で老齢基礎年金の繰上げ支給を請求した場合の減額率は（　①　）％となります。

また、老齢基礎年金の支給開始を繰り下げることもできます。支給開始を繰り下げた場合は、繰り下げた月数に応じて年金額が増額されます。繰下げ支給の申出をすることができる年齢の上限は（　②　）歳であり、繰下げによる増額率は最高で（　③　）％となります」

〈数値群〉

イ．24　　ロ．30　　ハ．42　　ニ．48　　ホ．60　　ヘ．70　　ト．72　　チ．75

リ．80　　ヌ．84

問３

Ｍさんは、Ａさんに対して、老後の収入を増やすための制度として、確定拠出年金の個人型年金および小規模企業共済制度について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

Ⅰ

「個人型年金の老齢給付金は、通算加入者等期間が（　①　）年以上ある場合、60歳から受給することができます。個人型年金を利用するメリットの１つとして、税制の優遇措置が挙げられます。加入者が拠出する掛金は、（　②　）控除として所得控除の対象となります」

Ⅱ

「小規模企業共済制度は、個人事業主が廃業等した場合に必要となる資金を準備することができる共済制度です。毎月の掛金は、1,000円から（　③　）円までの範囲内で、500円単位で選択することができます。

共済金は、事業を廃業した場合や65歳以上かつ掛金納付月数180カ月以上の場合などに請求することができ、一括で受け取った共済金（死亡事由以外）は、税法上、（　④　）として所得税の課税対象となります」

〈語句群〉

イ．２　　ロ．５　　ハ．10　　ニ．50,000　　ホ．68,000　　ヘ．70,000

ト．小規模企業共済等掛金　　チ．社会保険料　　リ．生命保険料　　ヌ．雑所得

ル．退職所得　　ヲ．一時所得

【第１問】 模範解答

問１

〈答〉 ① 449（月） ② 777,986（円） ③ 200（円）

問２

〈答〉 ① イ ② チ ③ ヌ

問３

〈答〉 ① ハ ② ト ③ ヘ ④ ル

【第２問】 次の設例に基づいて、各問（問４～問６）に答えなさい。

《設　例》

会社員のＡさん（31歳、厚生年金保険の被保険者）は、専業主婦である妻Ｂさん（31歳）との２人暮らしである。Ａさん夫妻は今年結婚し、現時点で子はいない。Ａさんが現在加入している生命保険は、昨年加入した個人年金保険（個人年金保険料税制適格特約付加）のみである。Ａさんは、結婚を機に、死亡保障や就業不能時の保障の必要性を感じていたところ、生命保険会社の営業担当者から下記の生命保険の提案を受けた。

Ａさんは、生命保険への加入の検討にあたり、その前提として、自分が死亡した場合や障害状態となり働けなくなった場合に公的年金制度からどのような給付が受けられるのか知りたいと思っている。

そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。

〈Ａさんが提案を受けた生命保険に関する資料〉

保険の種類　　：　５年ごと配当付特約組立型総合保険（注１）
月払保険料　　：　13,900円（60歳払込満了）
契約者（＝保険料負担者）・被保険者　：　Ａさん
死亡保険金受取人　：　妻Ｂさん
指定代理請求人　　：　妻Ｂさん

特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険特約	200万円	終身
定期保険特約	500万円	10年
傷害特約	500万円	10年
就業不能サポート特約（注２）	月額20万円×所定の回数	10年
入院特約（180日型）（注３）	日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年
指定代理請求特約	―	―
リビング・ニーズ特約	―	―

（注１）複数の特約を自由に組み合わせて加入することができる保険。

（注２）病気やケガ等により入院または在宅療養が30日間継続した場合に６カ月分の給付金が支払われ、その後６カ月ごとに所定の就業不能状態が継続した場合に最大24カ月分の就業不能給付金が支払われる（死亡保険金の支払はない）。

（注３）病気やケガで１日以上の入院の場合に入院給付金が支払われる（死亡保険金の支払はない）。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問４

Ｍさんは、Ａさんに対して、公的年金の遺族給付および障害給付について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～④について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。なお、本問において、ほかに必要な要件等はすべて満たしているものとする。

①

「Ａさんが現時点で死亡した場合、妻Ｂさんは遺族基礎年金を受給することができません」

②

「Ａさんが現時点で死亡した場合、妻Ｂさんは遺族厚生年金を受給することができます。遺族厚生年金の額は、原則として、Ａさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の３分の２相当額です」

③

「Ａさんが病気やケガ等で障害状態となった場合に、その障害の程度が国民年金の障害等級１級と認定されたときは障害基礎年金を受給することができますが、障害等級２級と認定されたときは障害基礎年金を受給することができません」

④

「Ａさんが病気やケガ等で障害状態となり、その障害の程度が厚生年金保険の障害等級３級と認定され、障害厚生年金を受給する場合、その障害厚生年金の額に配偶者の加給年金額が加算されます」

問５

Ｍさんは、Ａさんに対して、Ａさんが提案を受けた生命保険の保障内容等について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「Ａさんが厚生労働大臣により定められた先進医療による療養を受けた場合、その先進医療の技術料に係る費用と同額を先進医療給付金として受け取ることができます。ただし、先進医療特約の対象は入院を伴った治療のみであり、外来での治療は対象外となります」

②

「Ａさんが病気により入院した場合、入院給付金を受け取ることができますが、入院特約では、退院後に同一の病気を原因として再入院したときは、前回の入院と合わせて継続した１回の入院として扱われる場合がありますので、保障内容をご確認ください」

③

「所定の就業不能状態となったＡさんが就業不能給付金を請求することができない状態である場合、指定代理請求人である妻Ｂさんが Ａさんに代わって請求することができます。ただし、妻Ｂさんが代理請求した場合、就業不能給付金は妻Ｂさんの雑所得として所得税の課税対象となります」

問６

Ｍさんは、Ａさんに対して、Ａさんが提案を受けた生命保険の課税関係について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

Ⅰ

「支払保険料のうち、終身保険特約および定期保険特約に係る保険料は一般の生命保険料控除の対象となり、就業不能サポート特約、入院特約および先進医療特約に係る保険料は介護医療保険料控除の対象となります。それぞれの控除の控除限度額は、所得税で□□□円、住民税で□□□円です。また、一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除を合計した控除限度額は、所得税で（　①　）円、住民税で（　②　）円となります」

Ⅱ

「Ａさんが提案を受けた生命保険にはリビング・ニーズ特約が付加されているため、Ａさんの余命が６カ月以内と判断された場合、所定の範囲内で死亡保険金の一部または全部を生前に受け取ることができます。リビング・ニーズ特約によりＡさんが受け取る保険金は、（　③　）となります」

〈語句群〉

イ. 70,000　　ロ. 84,000　　ハ. 90,000　　ニ. 105,000　　ホ. 120,000　　ヘ. 150,000

ト．所得税の課税対象　　チ．贈与税の課税対象　　リ．非課税

【第２問】 模範解答

問４

〈答〉 ① ○ ② × ③ × ④ ×

問５

〈答〉 ① × ② ○ ③ ×

問６

〈答〉 ① ホ ② イ ③ リ

【第３問】 次の設例に基づいて、各問（問７～問９）に答えなさい。

《設　例》

Ａさん（64歳）は、Ｘ株式会社（以下、「Ｘ社」という）の創業社長である。Ｘ社は、売上金額・利益金額ともに増加傾向にあり、業績は順調に推移している。

Ａさんは、今期限りでＸ社の専務取締役である長男Ｂさん（40歳）に社長の座を譲り、勇退することを決意している。Ｘ社は現在、下記の生命保険に加入している。また、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのＭさんから、長男Ｂさんを被保険者とする下記の生命保険の提案を受け、加入を検討している。

〈Ｘ社が現在加入している生命保険に関する資料〉

保険の種類	： 長期平準定期保険（特約付加なし）
契約年月日	： 2011年６月１日
契約者（＝保険料負担者）	： Ｘ社
被保険者	： Ａさん
死亡保険金受取人	： Ｘ社
保険期間・保険料払込期間	： 45年（95歳満了）
死亡・高度障害保険金額	： １億円
年払保険料	： 280万円
現時点の解約返戻金額	： 3,200万円
現時点の払込保険料累計額	： 4,200万円

※解約返戻金額の80％の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。

※保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。

〈Ａさんが提案を受けた生命保険に関する資料〉

保険の種類	： 無配当特定疾病保障定期保険（無解約返戻金型・特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	： Ｘ社
被保険者	： 長男Ｂさん
死亡保険金受取人	： Ｘ社
保険期間	： 10年（自動更新タイプ）
死亡・高度障害・特定疾病保険金額	： 5,000万円
年払保険料	： 30万円

※死亡・高度障害状態の場合に加え、がん（悪性新生物）と診断確定された場合、または急性心筋梗塞･脳卒中で所定の状態に該当した場合に保険金が支払われる。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問７

仮に、Ｘ社がＡさんに役員退職金4,000万円を支給した場合、Ａさんが受け取る役員退職金について、次の①、②を答えなさい。〈答〉は万円単位とすること。なお、Ａさんの役員在任期間（勤続年数）は29年６カ月とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

① 退職所得控除額
② 退職所得の金額

問８

仮に、Ｘ社が現在加入している長期平準定期保険を現時点で解約した場合の経理処理（仕訳）について、下記の〈条件〉に基づき、空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

〈条件〉
・Ｘ社が解約時までに支払った保険料の総額は4,200万円である。
・解約返戻金の金額は3,200万円である。
・配当等、上記以外の条件は考慮しないものとする。

〈解約返戻金受取時のＸ社の経理処理（仕訳）〉
（借方）現金・預金　（　①　）万円／（貸方）前払保険料　（　②　）万円
　　（　③　）　（　④　）万円

〈語句群〉
イ．1,050　ロ．1,100　ハ．1,600　ニ．2,100　ホ．2,150　ヘ．3,200
ト．4,200　チ．雑収入　リ．雑損失　ヌ．保険料積立金

問９

Ｍさんは、Ａさんに対して、提案した特定疾病保障定期保険について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものは〇を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「Ｘ社が受け取る特定疾病保険金は、取引先への買掛金支払や金融機関への借入金返済など、長男Ｂさんが、がん等の重度の疾患で長期間不在となった場合に会社を存続させるための事業資金として活用することができます」

②

「Ｘ社が特定疾病保険金を受け取った場合、法人税法上、当該保険金は非課税所得となりますので、益金の額に算入する必要はありません」

③

「Ａさんに提案した特定疾病保障定期保険の支払保険料は、保険期間開始日から保険期間の４割に相当する期間を経過する日までは、当期分支払保険料の40％相当額を前払保険料として資産に計上し、残額を損金の額に算入します」

【第３問】 模範解答

問７

〈答〉 ① 1,500（万円） ② 1,250（万円）

問８

〈答〉 ① へ ② ニ ③ チ ④ ロ

問９

〈答〉 ① ○ ② × ③ ×

【第４問】 次の設例に基づいて、各問（問10～問12）に答えなさい。

《設　例》

個人で飲食店を営むＡさん（61歳）は、妻Ｂさん（59歳）および母Ｃさん（82歳）との３人家族である。Ａさんは、2025年中に個人年金保険（10年確定年金）の年金と養老保険（平準払）の満期保険金を受け取っている。

〈Ａさんとその家族に関する資料〉

Ａさん　（61歳）：個人事業主（青色申告者）

妻Ｂさん（59歳）：Ａさんが営む事業に専ら従事し、2025年中に青色事業専従者として給与収入120万円を得ている。

母Ｃさん（82歳）：2025年中の収入は公的年金の老齢給付のみであり、その収入金額は60万円である。

〈Ａさんの2025年分の収入等に関する資料〉

（1）事業所得の金額 ： 520万円（青色申告特別控除後）

（2）個人年金保険（10年確定年金）の年金額 ： 100万円（必要経費は70万円）

（3）養老保険（平準払）の満期保険金

契約年月	： 1995年２月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者	： Ａさん
死亡保険金受取人	： 妻Ｂさん
満期保険金受取人	： Ａさん
満期保険金額	： 450万円
正味払込保険料	： 360万円

※妻Ｂさんおよび母Ｃさんは、Ａさんと同居し、生計を一にしている。

※Ａさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Ａさんとその家族の年齢は、いずれも2025年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問10

所得税における青色申告制度に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

「事業所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高で（　①　）万円を控除することができます。（　①　）万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、事業所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出することに加えて、e-Taxによる申告（電子申告）または優良な電子帳簿の保存を行う必要があります。なお、確定申告書を法定申告期限後に提出した場合、青色申告特別控除額は最高で（　②　）万円となります。

青色申告者が受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除のほかに、青色事業専従者給与の必要経費算入、純損失の（　③　）年間の繰越控除、純損失の繰戻還付、棚卸資産の評価について（　④　）を選択することができることなどが挙げられます」

〈語句群〉

イ．1　　ロ．3　　ハ．7　　ニ．10　　ホ．38　　ヘ．55　　ト．65　　チ．低価法
リ．原価法　　ヌ．定額法

問11

Ａさんの2025年分の所得税の課税等に関する次の記述①～③について、適切なものは〇を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「Ａさんは、配偶者控除および配偶者特別控除のいずれも適用を受けることができません」

②

「Ａさんが、契約者（＝保険料負担者）および死亡保険金受取人をＡさん、被保険者を妻Ｂさんとする定期保険（10年更新）に加入した場合、Ａさんが支払う保険料は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます」

③

「Ａさんは、基礎控除の適用を受けることができます。基礎控除の控除額は、合計所得金額の多寡にかかわらず、一律58万円です」

問12

Ａさんの2025年分の所得税の算出税額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を答えなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（ａ）総所得金額		（　①　）円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	扶養控除	（　②　）円
	基礎控除	□□□円
（ｂ）所得控除の額の合計額		2,000,000円
（ｃ）課税総所得金額（（ａ）－（ｂ））		□□□円
（ｄ）算出税額（（ｃ）に対する所得税額）		（　③　）円

〈資料〉所得税の速算表

課税総所得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	195	5％	―
195	～	330	10％	9万7,500円
330	～	695	20％	42万7,500円
695	～	900	23％	63万6,000円
900	～	1,800	33％	153万6,000円
1,800	～	4,000	40％	279万6,000円
4,000	～		45％	479万6,000円

【第４問】 模範解答

問10

〈答〉 ① ト ② ニ ③ ロ ④ チ

問11

〈答〉 ① ○ ② × ③ ×

問12

〈答〉 ① 5,700,000（円） ② 580,000（円） ③ 312,500（円）

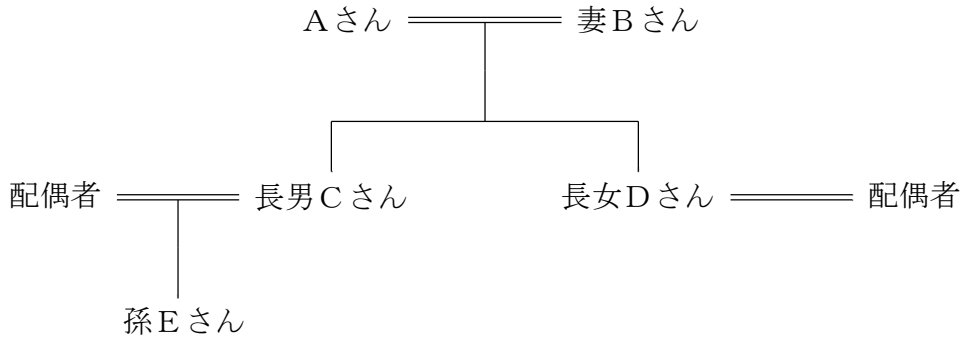
【第５問】 次の設例に基づいて、各問（問13～問15）に答えなさい。

《設　例》

Ｘ株式会社（非上場会社・製造業。以下、「Ｘ社」という）の代表取締役社長であるＡさん（72歳）は、自宅で妻Ｂさん（71歳）および長男Ｃさん（45歳）家族と同居している。長女Ｄさん（41歳）は、他県に所在する戸建て住宅（夫の持家）で暮らしている。

Ａさんは、妻Ｂさんに自宅および相応の現預金を相続させ、Ｘ社の専務取締役である長男ＣさんにＡさんが100％所有するＸ社株式とＸ社本社の敷地および建物を承継する予定であり、自筆証書遺言の作成を検討している。

〈Ａさんの親族関係図〉



〈Ａさんの主な所有財産（相続税評価額、下記の生命保険を除く）〉

①現預金　　：　１億5,000万円
②Ｘ社株式　　：　　２億円
③自宅
　敷地（400㎡）：　　7,000万円（注）
　建物　　：　　2,000万円
④Ｘ社本社
　敷地（500㎡）：　　9,000万円（注）
　建物　　：　　3,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

〈Ａさんが加入している一時払終身保険の内容〉

契約者（＝保険料負担者）・被保険者　：　Ａさん
死亡保険金受取人　　：　妻Ｂさん
死亡保険金額　　：　2,000万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問13

遺言に関する次の記述①～③について、適切なものは〇を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「自筆証書遺言は、その遺言の全文および財産目録をパソコンで作成し、日付および氏名を自書して押印することで作成することができます」

②

「自筆証書遺言書保管制度によって法務局（遺言書保管所）に保管された自筆証書遺言は、遺言者の相続開始後の家庭裁判所における検認手続が不要です」

③

「自筆証書遺言書保管制度に基づく遺言書の保管の申請は、遺言者の住所地や本籍地を管轄する法務局（遺言書保管所）だけでなく、遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する法務局（遺言書保管所）においても行うことができます」

問14

Ａさんの相続等に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

Ⅰ

「遺言により、自宅および現預金の大半を妻Ｂさん、Ｘ社関連の資産を長男Ｃさんに相続させた場合、長女Ｄさんの遺留分を侵害するおそれがあります。仮に、遺留分を算定するための財産の価額が６億円である場合、長女Ｄさんの遺留分の額は（　①　）万円になります」

Ⅱ

「Ａさんが長男Ｃさんに Ｘ社株式を贈与し、『遺留分に関する民法の特例』の適用を受けると、Ａさんの相続開始時において、Ｘ社株式の価額を、遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと（除外合意）や、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を合意時の価額に固定すること（固定合意）ができます。本特例の適用を受けるためには、長男Ｃさんが、推定相続人全員による合意の時点でＸ社の代表者であり、かつ、Ｘ社の総株主の議決権の（　②　）を有している必要があります」

Ⅲ

「長男Ｃさんが Ｘ社本社の敷地と建物を相続により取得し、当該敷地（相続税評価額9,000万円）について、特定同族会社事業用宅地等として限度面積まで『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき当該敷地の価額を（　③　）万円とすることができます。なお、自宅の敷地とＸ社本社の敷地について『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けようとする場合、（　④　）」

〈語句群〉

イ．3,240　　ロ．4,248　　ハ．5,000　　ニ．5,760　　ホ．7,500　　ヘ．15,000

ト．過半数　　チ．３分の２以上　　リ．４分の３以上

ヌ．それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます

ル．適用対象面積は所定の算式により調整する必要があり、完全併用はできません

問 15

Ａさんの相続が現時点で開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を答えなさい。なお、課税遺産総額（相続税の課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）は４億 3,000 万円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（ａ）相続税の課税価格の合計額		□□□万円
	（ｂ）遺産に係る基礎控除額	（　①　）万円
課税遺産総額（（ａ）－（ｂ））		４億3,000万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Ｂさん	□□□万円
	長男Ｃさん	（　②　）万円
	長女Ｄさん	□□□万円
（ｃ）相続税の総額		（　③　）万円

〈資料〉相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10％	―
1,000	～	3,000	15％	50万円
3,000	～	5,000	20％	200万円
5,000	～	10,000	30％	700万円
10,000	～	20,000	40％	1,700万円
20,000	～	30,000	45％	2,700万円
30,000	～	60,000	50％	4,200万円
60,000	～		55％	7,200万円

【第５問】 模範解答

問13

〈答〉 ① × ② ○ ③ ○

問14

〈答〉 ① ホ ② ト ③ イ ④ ヌ

問15

〈答〉 ① 4,800（万円） ② 2,600（万円） ③ 12,175（万円）